

目次

●外国人児童生徒等教育に関する法律・予算・政府方針等

- ・日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第四十八号）（抄）・・・1
- ・日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針・・・2
- ・外国人児童生徒等への教育の充実・・・3
- ・日本語指導が必要な児童生徒等の教育支援基盤整備事業・・・4
- ・外国人児童生徒等教育アドバイザーボード・・・5

●検討事項関係

- ・公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数の推移（学校種別）・・・8
- ・日本語指導のための「特別の教育課程」の実施状況（令和5年度）・・・9
- ・学校での受入れ・指導の流れ・・・10
- ・学習指導要領における外国人児童生徒等教育に関する記載・・・11
- ・障害のある子供の教育支援の手引（抄）・・・13
- ・日本語に通じない児童生徒への音声教材の提供・・・14
- ・幼稚園の就園ガイド・外国人幼児等の受け入れにおける配慮について・・・16
- ・日本語教育推進法等における外国人児童生徒等の就学機会の確保について・・・17
- ・外国人の子供の就学状況の把握・就学促進に関する取組事例・・・18
- ・令和4年度中の日本語指導が必要な中学生等の進路状況・・・19
- ・令和4年度中の日本語指導が必要な高校生等の中退・進路状況・・・20
- ・公立高等学校における受入れ・・・21

●外国人児童生徒等教育に関する最近の動向について

- ・外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議 報告書（概要）・・・23
- ・高等学校等における日本語指導の制度化及び充実方策について（報告）概要・・・24
- ・第4期教育振興基本計画【概要】・・・25
- ・「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）【概要】・・・28
- ・外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和6年度改訂）（概要）・・・30

日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第四十八号）（抄）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、日本語教育の推進が、我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に資するとともに、我が国に対する諸外国の理解と関心を深める上で重要であることに鑑み、日本語教育の推進に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他日本語教育の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現に資するとともに、諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持及び発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「外国人等」とは、日本語に通じない外国人及び日本の国籍を有する者をいう。

2 この法律において「日本語教育」とは、外国人等が日本語を習得するために行われる教育その他の活動（外国人等に対して行われる日本語の普及を図るための活動を含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 日本語教育の推進は、日本語教育を受けることを希望する外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会が最大限に確保されるよう行われなければならない。

2 日本語教育の推進は、日本語教育の水準の維持向上が図られるよう行われなければならない。

3 日本語教育の推進は、外国人等に係る教育及び労働、出入国管理その他の関連施策並びに外交政策との有機的な連携が図られ、総合的に行われなければならない。

4 日本語教育の推進は、国内における日本語教育が地域の活力の向上に寄与するものであるとの認識の下に行われなければならない。

5 日本語教育の推進は、海外における日本語教育を通じて我が国に対する諸外国の理解と関心を深め、諸外国との交流を促進するとともに、諸外国との友好関係の維持及び発展に寄与することとなるよう行われなければならない。

6 日本語教育の推進は、日本語を学習する意義についての外国人等の理解と関心が深められるように配慮して行われなければならない。

7 日本語教育の推進は、我が国に居住する幼児期及び学齢期（満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから満十五歳に達した日の属する学年の終わりまでの期間をいう。）にある外国人等の家庭における教育等において使用される言語の重要性に配慮して行われなければならない。

第三章 基本的施策

第一節 国内における日本語教育の機会の拡充

（外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育）

第十二条 国は、外国人等である幼児、児童、生徒等に対する生活に必要な日本語及び教科の指導等の充実その他の日本語教育の充実を図るため、これらの指導等の充実を可能とする教員等（教員及び学校において必要な支援を行う者をいう。以下この項において同じ。）の配置に係る制度の整備、教員等の養成及び研修の充実、就学の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、外国人等である幼児、児童、生徒等が生活に必要な日本語を習得することの重要性についてのその保護者の理解と関心を深めるため、必要な啓発活動を行うよう努めるものとする。

※下線は国際教育課において付記

日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針

- 日本語教育を推進するため、令和元年6月28日に「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年法律第48号）が公布・施行。
- 同法第10条の規定により、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として、本方針を策定（令和2年6月23日閣議決定）。
- 基本方針の構成は、「第1章 日本語教育の推進の基本的な方向」「第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項」「第3章 その他日本語教育の推進に関する重要事項」。

第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項（概要）

1 日本語教育の機会の拡充

（1）国内における日本語教育の機会の拡充

ア 外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育

- 日本語指導が必要な児童生徒は、外国籍・日本国籍合わせて5万人を超える状況。母語が多様化、集住傾向にあるなどの複雑な様相。
- 約2万人の外国人の子供たちが就学していない可能性がある、又は就学状況が確認できていない状況にあるという実態が明らか。
- 適切な教育の機会が確保されることが不可欠。外国人等の子供の就学促進、学校への受入れ体制の整備、日本語指導・教科指導、生活指導、進路指導等の充実のために必要な施策を講ずる。
- 母語・母文化の重要性、保護者への教育に関する理解促進についても留意する。また、日本人と外国人の子供が共に学ぶ環境を創出する。

【具体的施策例】

・外国人児童生徒等の公立学校における受入れ・支援体制の充実（日本語指導に必要な 教員定数の着実な改善 、日本語指導補助者・母語支援員の養成・活用など 地方公共団体における指導体制の構築 ）	・外国人児童生徒等の教育に携わる教員等の資質能力の向上（教員養成段階における取組を推進、 地方公共団体等が実施する研修の充実、研修指導者の養成等 ）
・中学校、高等学校における 進路指導 の提供、外国人生徒等への キャリア教育等の包括的な支援 ・公立高等学校入学者選抜における 帰国・外国人生徒等の特別定員枠の設定等 、特別な配慮の促進	・障害のある外国人の子供が適切な教育を受けられるよう、特別支援教育の担当教師が、外国人の子供の支援について学べる環境づくり
・地方公共団体における 就学状況の把握 や保護者への 情報提供 、 就学促進のための取組を促進 ・ 地方公共団体が講ずべき事項を指針として策定	・学校において、 日本人を含む全ての児童生徒等 が、我が国の言語や文化に加え、 多様な言語や文化、価値観についても理解し、互いを尊重しながら学び合えるような環境づくり

外国人児童生徒等への教育の充実

令和7年度予算額 1,268百万円
(前年度予算額 1,150百万円)
令和6年度補正予算額 20百万円



文部科学省

施策の目標

外国人の子供たちが将来にわたって我が国に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、学校等において日本語指導を含めたきめ細かな指導を行うなど、適切な教育の機会が提供されるようにする

現状・課題

入国・就学前

- 約8千6百人が不就学の可能性

義務教育段階

- 日本語指導が必要な児童生徒は約6.9万人
- うち、特別な指導を受けられていない児童生徒が約1割存在

高等学校段階

- 年間で8.5%が中退
- 大学等進学率は46.6%

進学・就職へ

体制整備

①就学状況の把握、就学の促進

外国人の子供の就学促進事業 (H27年度～)

95百万円 (95百万円)

＜支援メニュー＞ 補助率3分の1
・就学状況等の把握、就学ガイダンス
・日本語指導、学習指導 等
⇒ (本事業により達成される成果)
不就学を防止し、全ての外国人の子供の教育機会が確保される

②指導体制の確保・充実

③日本語指導担当教師等の指導力の向上、支援環境の改善

⑤異文化理解、母語・母文化を尊重した取組の推進

④中学生・高校生の進学・キャリア支援の充実

帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業 (H25年度～) 1,154百万円 (1,009百万円) (拡充)

＜支援メニュー＞ 補助率3分の1

- 拠点校方式による指導体制構築・日本語指導者、母語支援員派遣
- オンライン指導や多言語翻訳システム等のICT活用
- 高校生に対する包括的な支援 等

⇒ (本事業により達成される成果)

学校生活に必要な日本語指導、教科との統合指導、進路指導など、外国人児童生徒等に対する総合的・多面的な指導・支援体制が地域の実情に沿って構築される

日本語指導が必要な児童生徒等の教育支援基盤整備事業 (H30年度～) 18百万円 (11百万円) (拡充)

・「かすたねっと」による多言語文書や日本語指導教材等の提供 ・アドバイザーによる指導・助言 ・外国人の子供の就学状況等調査 (R元年度～) 等

⇒ (本事業により達成される成果) 日本語指導に係る施策立案に関する助言・指導や情報共有などが図られ、外国人児童生徒等の教育支援体制の基盤が形成される

帰国・外国人児童生徒教育等に係る研究協議会等 (H25年度～) 0.7百万円 (0.7百万円)

指導内容構築

日本語指導の体制整備



就学促進

外国人生徒のキャリア支援等に関する調査研究 (新規) 20百万円 (令和6年度補正予算)

- 高等学校等における外国人生徒に対するキャリア教育及びキャリア支援の実態を調査し、支援方策等の具体的な検討を行う。
- 研究協力校等において、教育委員会や関係団体等と連携し、外国人生徒等の社会的・経済的自立のための教育や、早い時期からの進路ガイダンスやロールモデルの提示、生活相談・進路相談等の包括的な支援を実施する事例を創出する。
- ⇒ (本事業により達成される成果)
キャリア教育や支援の体制を構築することにより、全国の高等学校や自治体において、外国人生徒等のキャリア支援を実施することができる

(担当：総合教育政策局国際教育課)

日本語指導が必要な児童生徒等の教育支援基盤整備事業

令和7年度予算額
(前年度予算額)

18百万円
11百万円



文部科学省

外国人児童生徒等が全国どの地域でも充実した教育を受けられるよう、自治体等への専門的な指導・助言等を行うアドバイザーボードの設置・運営、学習教材・多言語での文書作成などを掲載したポータルサイト「かすたねっと」の運用、外国人児童生徒等に関する状況把握に向けた調査を実施する。

1. 外国人児童生徒等教育アドバイザーボードの設置・運営 3百万円（2百万円）

(事業期間：令和3年度～)

外国人児童生徒等に関する教育の専門家からなるアドバイザーボードを省内に設置し、政策立案に向けた情報や助言を得るとともに、教育委員会等からの要請に基づくアドバイザー派遣を実施する。教育委員会へは地域の課題解決に向けた助言を行うほか、日本語能力評価手法（JSL対話型アセスメント）等の実践に関する教員研修の講師を務める等の活動を行い、学校での受入体制の整備・充実や日本語指導担当教員や日本語指導補助者等の指導ノウハウの向上等を図る。

⇒政策立案、全国的な外国人児童生徒等に対する教育の機会均等・水準確保に寄与



2. ポータルサイト「かすたねっと」の運用 3百万円（3百万円）

(事業期間：平成30年度～)

全国の先進地域で作成された日本語指導や教科学習の教材のほか、保護者等への連絡文書等に活用できる多言語での翻訳文書など、外国人児童生徒等教育に関する情報や資料等を集約したポータルサイト「かすたねっと」の運用を行う。教材等の検索やアクセスランキングなどに加え、多言語での予定表作成機能なども有し、学校現場等における利用者の利便性向上を図る。

⇒学校等での日本語指導や教科指導、保護者への連絡調整などが円滑に行われることに寄与



3. 外国人児童生徒等に関する状況調査 12百万円（6百万円）

(事業期間：令和3年度～)

外国人の子供の就学状況等について実態把握のための調査を継続して実施（毎年度）するとともに、学校での受入体制や教育環境の整備・充実等の検討に資するためのデータ収集に向けた調査を実施（隔年度）し、分析を行う。

⇒データによる実態把握と分析を踏まえ、EBPM（証拠に基づく政策立案）の推進に寄与



(担当：総合教育政策局国際教育課)

1. 趣旨

地方公共団体における外国人児童生徒等の教育・支援体制の構築を図るとともに、日本語指導等に携わる教師の資質能力の向上のため、文部科学省に外国人児童生徒等教育アドバイザーボードを設置し、外国人児童生徒等教育アドバイザーの派遣等を実施する。

2. 外国人児童生徒等教育アドバイザーの業務

- (1) 地方公共団体に対する、外国人児童生徒等教育の推進に係る助言
- (2) 地方公共団体等が実施する日本語指導等の充実に資する研修の企画立案に対する助言
- (3) 地方公共団体等が実施する日本語指導等の指導者養成研修における指導
- (4) 今後の外国人児童生徒等に対する支援方策の検討
- (5) その他

3. その他

派遣業務に係るアドバイザーへの旅費・謝金等については、文部科学省から支出する。

4. 外国人児童生徒等教育アドバイザー（五十音順・敬称略）



和泉元 千春	奈良教育大学教授
市川 昭彦	元群馬県大泉町立小学校教諭
市瀬 智紀	宮城教育大学教授
今澤 悌	山梨県甲府市立大國小学校教諭
内海 由美子	山形大学教授
櫻井 縁	大阪大学招聘教授
海老原 周子	一般社団法人kuriya代表理事
大菅 佐紀子	京都市教育委員会副主任指導主事
川口 直巳	愛知教育大学准教授
小島 祥美	東京外国語大学准教授
齋藤 ひろみ	東京学芸大学教授
櫻井 千穂	大阪大学大学院准教授
佐藤 郡衛	国際交流基金日本語国際センター所長
渋谷 恵	明治学院大学教授
菅長 理恵	東京外国語大学大学院教授
高橋 清樹	(NPO)多文化共生教育ネットワークかながわ事務局長
武 一美	(NPO)多文化共生教育ネットワークかながわ理事長
竹山 哲司	東京都立六郷工科高等学校多文化共生推進部主任

築樋 博子	元豊橋市教育委員会外国人児童生徒教育相談員
土屋 隆史	横浜市立横浜吉田中学校副校長
角田 仁	東京都立町田高等学校定時制課程主任教諭
中川 祐治	大正大学教授
滑川 恵理子	京都女子大学准教授
西村 綾子	福岡市立千早小学校校長
花島 健司	東京都港区立麻布小学校主任教諭
浜田 麻里	京都教育大学教授
林 宣之	十文字学園女子大学教授
原 瑞穂	東京学芸大学准教授
福山 祐子	島根県出雲市立中部小学校教諭
松尾 知明	法政大学教授
南浦 涼介	広島大学大学院准教授
村松 好子	梅花女子大学教授
山崎 一人	大阪市教育委員会「レクラスコーディネーター
横溝 亮	横浜市教育委員会指導主事
吉谷 武志	中村学園大学特任教授
吉田 美穂	弘前大学大学院教授

※令和6年3月時点

- 増加する外国人児童生徒等に対する指導・支援、多文化共生の取組等について、教育委員会・大学等へのアドバイスや教員研修の充実のため、「外国人児童生徒等教育アドバイザー」の派遣を実施。
- アドバイザーは、日本語指導の経験が豊富な教員、日本語教育や多文化共生の研究者など**36名を委嘱**

このようなご希望やお悩み…

教育委員会で…

外国人散在地域のため、対応が遅れている。外国人児童生徒等の対応施策について、専門的な見地からアドバイスが欲しい。

大学で…

教員志望の学生に、外国人児童生徒等の教育について学ばせたい。どんなカリキュラムがいいのか…。

外国人児童生徒等の教育について研修をやりたい！そのために、経験豊富な講師を招きたい。

教育委員会で…

子どものいる外国人家庭がとても多い。NPOと連携して、支援の取組ができないか…。

地域で…

外国人児童生徒等教育アドバイザー
がお手伝いします！

外国人児童生徒等教育アドバイザー派遣の流れ

1 申請

- 自治体・大学（短大含む）から文部科学省に対し、アドバイザー派遣申請を提出

派遣費用は
文科省が負担

2

アドバイザー決定

- 派遣申請の内容に基づき、派遣するアドバイザーを文部科学省が決定
- 助言を受ける内容等の詳細は、アドバイザーと派遣先自治体等が直接相談

3

派遣実施

- アドバイザーが自治体等を訪問し、研修講師や指導助言などを実施（オンラインでも対応可能です）
- 派遣を受けた自治体等は、文部科学省に実施報告を提出

詳細については、文部科学省HPをご覧ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1418999.htm

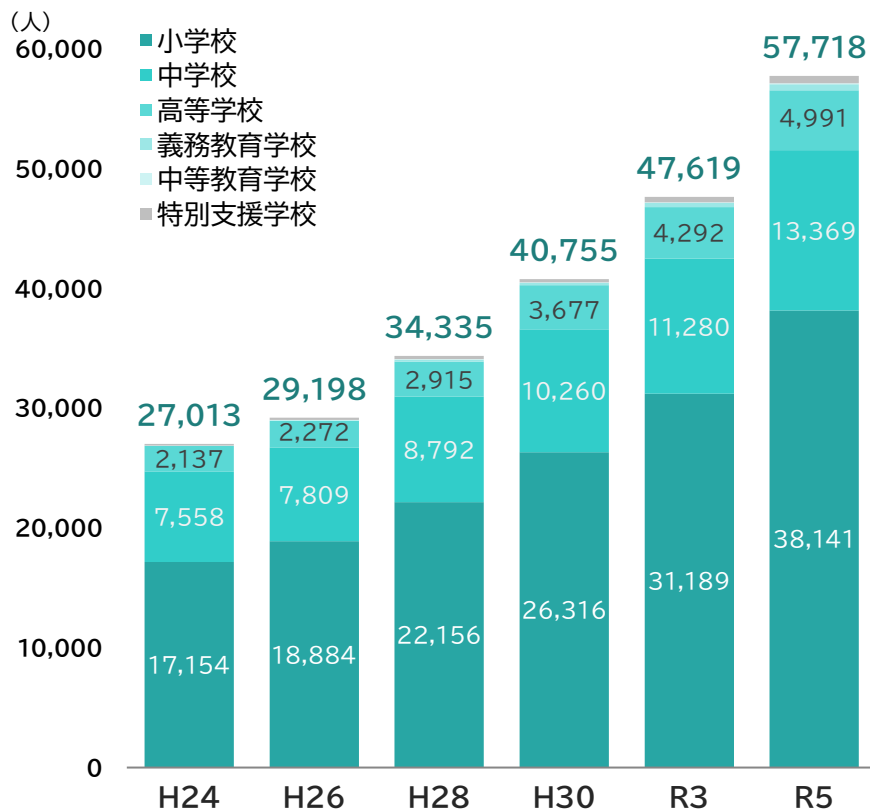
検討事項関係

公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数の推移(学校種別)

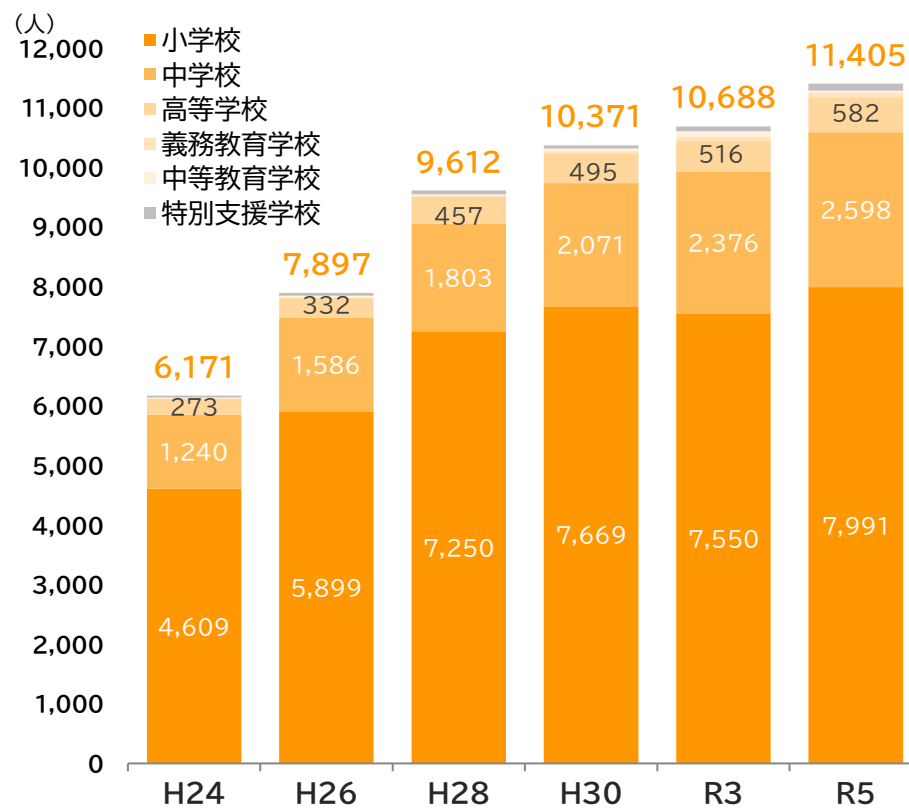
- 日本語指導が必要な児童生徒については、令和5年5月1日現在で、外国籍の者※で**57,718人(21.2%増)**であり、前回調査より10,099人増加し、日本国籍の者は**11,405人(6.7%増)**であり、前回調査より717人増加した。

※ 公立学校に在籍する外国籍の児童生徒の総数は129,449人であり、このうち日本語指導が必要な者の割合は**44.6%**となっている。

日本語指導が必要な外国籍の児童生徒数



日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒数



(出典)文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」

日本語指導のための「特別の教育課程」の実施状況（令和5年度）

児童生徒数

学校種	日本語指導が必要な児童生徒数 (ア)	日本語指導における「特別の教育課程」による指導を受けている児童生徒数 (イ)	割合 (イ)／(ア)
小学校	46,132人	33,346人	72.3%
中学校	15,967人	10,523人	65.9%
高等学校	5,573人	235人	4.2%

学校数

学校種	日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校数(ア)	日本語指導における「特別の教育課程」による指導を受けている児童生徒が在籍する学校数 (イ)	割合 (イ)／(ア)
小学校	9,020校	5,814校	64.5%
中学校	3,845校	2,353校	61.2%
高等学校	796校	42校	5.3%

外国人児童生徒等の帰国・来日

市区町村役場（住民登録等）

学校

学校ガイダンス

入学手続きに関する各種説明

在籍校 での

入学手続きに関する各種説明

プレスクール

（初期支援教室等）

日本語指導

教科学習支援

生活適応指導



学校



取り出し指導

（国際教室等）

日本語指導

教科指導
（教科学習支援）

生活適応指導

- 日本語指導担当教員
- 日本語指導補助員
- 母語支援員



在籍級

入り込み指導

- 学級担任
- 教科担任

教科学習支援

- 日本語指導担当教員
- 日本語指導補助員
- 母語支援員



学習指導要領における外国人児童生徒等教育に関する記載①

小学校学習指導要領(平成29年3月告示)

第1章 総則

第4 児童の発達の支援

2 特別な配慮を必要とする児童への指導

(2) 海外から帰国した児童などの学校生活への適応や、日本語の習得に困難のある児童に対する日本語指導

ア 海外から帰国した児童などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなどの適切な指導を行うものとする。

イ 日本語の習得に困難のある児童については、個々の児童の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。特に、通級による日本語指導については、教師間の連携に努め、指導についての計画を個別に作成することなどにより、効果的な指導に努めるものとする。

中学校学習指導要領(平成29年3月告示)

第1章 総則

第4 生徒の発達の支援

2 特別な配慮を必要とする生徒への指導

(2) 海外から帰国した生徒などの学校生活への適応や、日本語の習得に困難のある生徒に対する日本語指導

ア 海外から帰国した生徒などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなどの適切な指導を行うものとする。

イ 日本語の習得に困難のある生徒については、個々の生徒の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。特に、通級による日本語指導については、教師間の連携に努め、指導についての計画を個別に作成することなどにより、効果的な指導に努めるものとする。

高等学校学習指導要領(平成30年3月)

第1章 総則

第5款 生徒の発達の支援

2 特別な配慮を必要とする生徒への指導

(2) 海外から帰国した生徒などの学校生活への適応や、日本語の習得に困難のある生徒に対する日本語指導

ア 海外から帰国した生徒などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなどの適切な指導を行うものとする。

イ 日本語の習得に困難のある生徒については、個々の生徒の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

ウ 日本語の修得に困難のある生徒に対して、学校教育法施行規則第86条の2の規定に基づき、特別の教育課程を編成し、日本語の能力に応じた特別の指導(以下「通級による日本語指導」という。)を行う場合には、教師間の連携に努め、指導についての計画を個別に作成することなどにより、効果的な指導に努めるものとする。

なお、通級による日本語指導における単位の修得の認定については、次のとおりとする。

(ア) 学校においては、生徒が学校の定める個別の指導計画に従って通級による日本語指導を履修し、その成果が個別に設定された指導目標からみて満足できると認められる場合には、当該学校の単位を修得したことを認定しなければならない。

(イ) 学校においては、生徒が通級による日本語指導を2以上の年次にわたって履修したときは、各年次ごとに当該学校の単位を修得したことを認定することを原則とする。ただし、年度途中から通級による日本語指導を開始するなど、特定の年度における授業時数が、1単位として計算する標準の単位時間に満たない場合は、次年度以降に通級による日本語指導の時間を設定し、2以上の年次にわたる授業時数を合算して単位の修得の認定を行うことができる。また、単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことができる。

第2編 就学に関する事前の相談・支援, 就学先決定, 就学先変更のモデルプロセス

第3章 法令に基づく就学先の具体的な検討と決定プロセス

5 市区町村教育委員会による教育的ニーズの整理と必要な支援の内容の検討

(6) 障害のある外国人の子供について

障害のある外国人の子供については、「外国人の子供の就学の促進及び就学状況等の把握等について（通知）」（平成31年3月15日付け30文科教第582号文部科学省総合教育政策局長, 文部科学省初等中等教育局長）を踏まえることが必要である。具体的には, 障害のある外国人の子供の就学先の決定に当たっては, 教育委員会において, 日本国籍を有する子供と同様に, 本手引及び「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（平成25年10月4日付け25文科初第756号文部科学省初等中等教育局長）等を参考としながら, 障害のある外国人の子供一人一人の障害の状態等や教育的ニーズ, 本人及び保護者の意見, 教育学, 医学, 心理学等専門的見地からの意見, 学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から判断すること等が必要である。

その際, 言語, 教育制度や文化的背景が異なることに留意し, 本人及び保護者に丁寧に説明し, 十分な理解を得ることが必要である。

また, 外国籍か日本国籍であるかを問わず, 就学時に決定した学校や学びの場は, 固定したものではなく, それぞれの子供の発達程度, 適応の状況等を勘案しながら, 柔軟に変更できるようにすることが適当である。

なお, 障害のない外国人の子供については, 必要に応じ, 日本語指導のための「特別の教育課程」の編成・実施等により, 受入れ体制を整える必要がある。この「特別の教育課程」とは, 外国人の子供等が学校生活を送る上や教科等の授業を理解する上で必要な日本語の指導を, 通常の学級の教育課程の一部の時間に替えて, 通常の学級以外の教室で行う教育の形態であり, 学校教育法施行規則第56条の2, 第79条, 第108条及び第132条の3に基づき行われるものである。外国人の子供に障害がないにも関わらず, 日本語指導が必要であることをもって, 特別支援学級や通級による指導の対象とすることは不適切である。

日本語に通じない児童生徒への音声教材の提供

従来まで音声教材の提供対象だった障害により検定教科書の使用に困難がある児童生徒に加え、**日本語に通じない児童生徒についても音声教材の提供が可能となりました。**(「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律」の改正 令和6年7月施行)

音声教材は、文部科学省の委託事業により、令和6年度は**6つの団体が製作し、無償で児童生徒への提供**をしています。

音声教材の申請は各団体に行っていただきます。申請方法や各団体の連絡先は文科省HPに記載しています。

外国人児童生徒等への日本語指導における支援方法

【4】教科書の「読み」に困難がある場合、どのような支援をしていますか。(複数回答可)

	具体的な支援の状況	割合	
		小学校	中学校
2	教科書を拡大コピーしたものを用意する。 ・デジター：文字の大きさを変更することができる。	17.5%	0%
3	単語や文節の切れ目に印（スラッシュ・斜線）を付ける。 ・デジター：読んでいるフレーズをハイライトする。	55%	35%
4	読む箇所を指で指し示す。 ・デジター：読んでいるフレーズをハイライトする。	82.5%	65%
5	漢字にひらがなでルビを付ける。 ・デジター：漢字にルビを付けることができる。	87.5%	75%
7	ルビの追加教科書本文を用意する。 ・デジター：漢字にルビを付けることができる。	30%	65%
15	教科書を音読したものを用意する（音声教材） ・デジター：文を音声で読んでくれる。	2.5%	0%

(出典:令和元年度 外国人児童生徒等における教科用図書の使用上の困難の軽減に関する検討会議 第1回(令和元年8月14日) 資料6(豊橋市教育委員会築樋委員提出資料))

The screenshot shows the MEXT website with the following content:

- 文部科学省 (Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology)
- 会報・報道・お知らせ | 政策・審議会 | 白書・統計・出版物 | 申請・手続き | 文部科学省の紹介
- トップ > 教育 > 小学校、中学校、高等学校 > 教科書 > 教科用特定図書等(拡大教科書、点字教科書、音声教材) > 音声教材
- 音声教材
- 音声教材とは？
- 発達障害等により、通常の検定教科書では一般的に使用される文字や図形等を認識することが困難な児童生徒に向けた教材です。パソコンやタブレット等の端末を活用し、教科書の内容を音声で読み上げる等の機能があります。
- 音声教材の概要 (PDF:789KB)
- 「音声教材の効率的な製作方法等に関する調査研究」受託団体のホームページ
- 文部科学省では音声教材の製作についての委託調査研究を実施しており、令和5年度には六つの団体が音声教材を製作し、必要な児童生徒に対して原則として無償で提供しています。
- 日本障害者リハビリテーション協会「マルチメディアデジター教科書」(日本障害者リハビリテーション協会ホームページにリンク)
- 東京大学先端科学技術研究センター「Access Reading」(東京大学先端科学技術研究センターホームページにリンク)
- NPO法人エッジ「音声教材BEAM」(NPO法人エッジホームページにリンク)
- 茨城大学「ペンでタッチすると読める音声付教科書」(茨城大学ホームページにリンク)
- 広島大学「文字・画像付き音声教材」(広島大学ホームページにリンク)
- 愛媛大学教育学部「愛媛大学UNLOCK」(愛媛大学ホームページにリンク)
- 音声教材普及推進会議

- ・音声教材の概要
- ・各団体のURLリンク
- ・音声教材普及推進会議の配布資料等
- ・音声教材に関するQ&Aなどを掲載

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/1374019.htm



音声教材の概要

※令和6年度「音声教材の効率的な製作方法及び普及促進に関する調査研究」
受託団体によるもの

マルチメディアデージー教科書 (公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会)

<https://www.dinf.ne.jp/doc/daisy/book/daisytext.html>

○主な特徴: 専用のアプリケーションまたは端末のブラウザ機能(オンライン)で使用する。

音声、本文等テキスト、挿絵等の図版を含む。ハイライト機能、ルビ表示機能等あり。
音声は肉声及び合成音声。視覚と聴覚から同時に情報が入り内容理解がしやすい。
小学校・中学校の教科書を中心に作成。

○Windows, iOS, Android, Chromeで使用可能。

○利用者実績: 24,560人(令和5年度)



ペンでタッチすると読める音声付教科書

(茨城大学)

<http://apricot.cis.ibaraki.ac.jp/textbook/>

○主な特徴:

パソコンやタブレット等のICT端末は使わず、**紙冊子と音声ペンで使用する。**
紙冊子は通常の教科書と見た目がほぼ同じで、鉛筆等で書き込み可能。
持ち運びやすく、小学校低学年でも簡単に一人で操作できる。
音声ペンで文字をタッチして読むことで意識が紙面に向き、能動的な読書になる。
音声は肉声。小学校・中学校の国語・社会の教科書を中心に作成。
○利用者実績: 976人(令和5年度)



AccessReading

(東京大学先端科学技術研究センター)

<https://accessreading.org/>

○主な特徴: **Microsoft Wordや電子書籍リーダーのアクセシビリティ機能を使用する。**

本文等テキスト、挿絵等の図版を含む。読み上げは合成音声。
文字の大きさ、色の変更、ハイライト機能など、アプリの機能で様々な調整が可能。
小学校高学年・中学校・高校の教科書を対象。

○Microsoft Wordまたは電子書籍リーダーが使用できるOSで使用可能。

○利用者実績: 165人(令和5年度)



UD-Book

(広島大学)

<https://home.hiroshima-u.ac.jp/ujima/onsei/index.html>

○主な特徴: 専用のアプリケーションまたは端末のブラウザ機能(オンライン)で使用する。
固定表示(原本教科書に似せた表示)・行移表示(文字だけの表示)の両方で、テキストを合成音声で読み上げる。固定表示・行移表示を同時に表示することや、固定表示では見開き表示をすることが可能。ハイライト機能、ルビ表示機能等あり。

小学校・中学校・高等学校の教科書を対象。

○Windows, iOS, macOS, Chromeで使用可能。

○利用者実績: 160人(令和5年度)



音声教材BEAM

(NPO法人エッジ)

<https://accessreading.org/>

○主な特徴: **Microsoft Wordや電子書籍リーダーのアクセシビリティ機能を使用する。**

本文等テキスト、挿絵等の図版を含む。読み上げは合成音声。
文字の大きさ、色の変更、ハイライト機能など、アプリの機能で様々な調整が可能。
小学校高学年・中学校・高校の教科書を対象。

○Microsoft Wordまたは電子書籍リーダーが使用できるOSで使用可能。

○利用者実績: 165人(令和5年度)



UNLOCK

(愛媛大学)

<http://treasure.ed.ehime-u.ac.jp/unlock/index.html>

○主な特徴: **パソコン・タブレット端末か音声ペンでの利用を選択可能。**

音声ペンの場合、紙の教科書に再生用シールを貼って使用する。

パソコン・タブレット端末の場合、音声データ(MP3)とテキストのPDF・EPUBを提供。

音声は合成音声。児童生徒の障害特性や状態によっては、音声の種類(男女の声質・話し

方)・再生速度の選択を相談可能。

小学校・中学校・高等学校の教科書を対象。

○利用者実績: 75人(令和5年度)



幼稚園の就園ガイド

外国人幼児等の受入れにおける配慮について

幼稚園の就園ガイド(例:英語版の一部)

To parents/guardians of preschool-age children
—In considering enrollment in a Japanese kindergarten—
幼児期のお子さんを持つ保護者の皆様へ
～日本の幼稚園への入園に当たって～

There are three types of educational/day care facilities for preschool-age children in Japan: kindergartens ("yochien"), day care centers ("hoikujo"), and centers for early childhood education and care ("nintei kodomoen"). Here, we explain the outline of kindergartens. The enrollment requirements and fees differ for each kindergarten. If you wish to enroll your child in a kindergarten, please consult with the municipal office in your area of residence or a nearby kindergarten.

For the outlines of the three types of facilities, please also see the "Guidebook on Living and Working—For foreign nationals who start living in Japan" published on "A Daily Life Support Portal For Foreign Nationals" (http://www.moj.go.jp/nyuukokukannri/kouhou/nyuukokukannri10_00055.html) and other materials.

小学校就学前の子供を対象とした施設には、幼稚園、保育所、認定こども園があります。ここでは幼稚園の概要を説明します。幼稚園の入園条件や利用料などは、幼稚園によって異なります。幼稚園への入園を希望する保護者は、居住する市区町村や近くの幼稚園で入園相談を行ってください。

なお、各施設の概要は、外国人生活支援ポータルサイトに掲載されている「外国人のための生活・就労ガイドブック」等もご参照ください。

(http://www.moj.go.jp/nyuukokukannri/ko_uhou/nyuukokukannri10_00055.html)



https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/mext_00505.html

外国人幼児等の受入れにおける配慮について

外国人幼児等の受入れにおける
配慮について

文部科学省初等中等教育局幼児教育課



- 外国人幼児等の受入れにおける基本的な考え方
 - 外国人幼児等の受入れにおける配慮に関するQ&A
 - 家庭との連携における配慮
 - 関係機関との連携における配慮
- などを記載しています。



Q3 幼稚園生活について伝えるときに留意することはありますか。

外国人幼児等の保護者は、母国の幼児期の教育を行う施設のイメージがあるため、戸惑うことがあるかもしれません。そのため、家に持ち帰ってじっくり読んだり、知り合いに尋ねたりできるように、写真などの視覚資料と保護者の使用言語や簡単な日本語で分かりやすくまとめた資料を渡したりすることが考えられます。説明する内容も精選する必要があります。

【保護者に伝えることの例】

- ・当面必要な持ち物
- ・幼稚園の一日の流れ
- ・施設の使い方
- ・園長・担任教師の名前
- ・園の電話番号
- ・遅刻欠席の連絡方法
- ・主な行事（遠足、保護者会、休日に開催される運動会など）や祝日
- ・スケジュール（1日、1週間、当面、年間）
- ・園で必要となる費用（保育料、給食費、PTA会費など）と納入方法、保険

動画や写真を用いた幼稚園での1日の生活の紹介では、保護者との意図や送迎バスに乗っての登園の様子から始まり、靴を履き替えて保育室に入る様子、幼稚園での活動の様子、給食や弁当のときに「いただきます」の挨拶をして食べる様子など、幼稚園での外国人幼児等の生活が具体的にイメージで

きるようにしましょう。当面必要な持ち物は実物や写真などを提示するとともに、園指定の持ち物などについては購入可能な店を紹介するとよいでしょう。

幼稚園での生活に慣れていくために必要な配慮など、幼稚園生活で不明なことはいつでも幼稚園の園長・担任教師等に相談できることを伝え、安心して幼稚園での生活を楽しめるようにすることが大切です。



日本語教育の推進に関する法律

(令和元年法律第48号)

第10条 政府は、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 日本語教育の推進の基本的な方向に関する事項
- 二 日本語教育の推進の内容に関する事項
- 三 その他日本語教育の推進に関する重要事項

第12条 国は、外国人等である幼児、児童、生徒等に対する生活に必要な日本語及び教科の指導等の充実その他の日本語教育の充実を図るため、これらの指導等の充実を可能とする教員等(教員及び学校において必要な支援を行う者をいう。以下この項において同じ。)の配置に係る制度の整備、教員等の養成及び研修の充実、就学の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、外国人等である幼児、児童、生徒等が生活に必要な日本語を習得することの重要性についてのその保護者の理解と関心を深めるため、必要な啓発活動を行うよう努めるものとする。

日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針

(令和2年6月23日閣議決定)

第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項

1 日本語教育の機会の拡充

(1)国内における日本語教育の機会の拡充

ア 外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育

【具体的施策例】

- ・ 全ての外国人の子供の就学機会が確保されることを目指し、住民基本台帳部局、国際交流部局、福祉部局等の行政機関内及びNPOや外国人学校といった地域の関係機関との連携を図りつつ、地方公共団体における就学状況の把握や保護者への情報提供、就学促進のための取組を促進する。また、就学機会の確保のために、地方公共団体が講ずべき事項を指針として策定する。

外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針

(令和2年7月1日文部科学省)

外国人の子供の就学状況把握・就学促進について、文部科学省がこれまでに教育委員会に対して通知した内容を整理し、自治体が講ずべき事項の指針としてとりまとめたもの。

外国人の子供の就学状況の把握・就学促進に関する取組事例

本資料は、令和元年に実施した外国人の子供の就学状況等調査の回答を元に、一部の地方公共団体及び教育委員会の協力を得て更に聴き取り等を実施し、他の教育委員会等の取組の参考となる事例をとりまとめたものです。

Point1

外国籍の方の転入があったら・・・

住民登録窓口での働きかけ・教育委員会との情報共有

住民登録手続きは、行政窓口で足を運んでもらえる貴重な機会！

～工夫例～

- ✓ 就学手続きの案内（多言語対応）を配布
- ✓ 住民登録システムと学齢簿システムの連携による情報共有
→ 学齢簿に準ずるものの整備
- ✓ 教育委員会への案内（確実に案内するため、通訳が引率する例も）

Point2

新1年生に対して・・・

外国語での就学案内の送付

内容を読んで認識してもらうことがスタート！

～工夫例～

- ✓ 多文化共生担当部局と連携した翻訳文書の作成
- ✓ 郵送に限らず、幼稚園・保育所を通じた就学のお知らせも
- ✓ 送付して終わりではなく、入学希望の返信がない場合には電話や訪問による確認を実施

Point3

不就学または就学状況が不明な子供に対して・・・

電話や家庭訪問による就学状況の確認・就学促進

就学の重要性を丁寧に説明、通訳や国際交流協会とも上手く連携！

～工夫例～

- ✓ 通訳の同行、国際交流協会への委託
- ✓ 子供の将来のための就学の重要性を丁寧に説明（外国人学校の選択肢を紹介する例も）
- ✓ 入学後のサポートについても説明し、不安を解消

上記の他にも事例を多数ご紹介しています。また、様々なお役立ちツールもご紹介しています。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/genjyou/1295897_00001.htm

令和4年度中の日本語指導が必要な中学生等の進路状況

※中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校(中学部)が対象

1 進学率

	中学校等を卒業した生徒数(人)	中学校等を卒業した後高等学校や専修学校などの教育機関等(※1)に進学等した生徒数(人)	進学率
日本語指導が必要な中学生等	4,464	4,029	90.3%
全中学生等	1,008,419 (※2)	998,557 (※2)	99.0%

(※1)専修学校(高等課程、一般課程)、公共職業能力開発施設等を含む
(※2)「令和5年度学校基本調査」を基に算出

2 就職率

	中学校等を卒業した生徒数(人)	中学校等を卒業した後就職した生徒数	就職率
日本語指導が必要な中学生等	4,464	78	1.7%
全中学生等	1,008,419 (※2)	1,821 (※2)	0.2%

(※2)「令和5年度学校基本調査」を基に算出

3 進学も就職もしていない者の率

	中学校等を卒業した生徒数(人)	中学校等を卒業した後進学・就職(・帰国)していない生徒数(不詳、死亡は除く)	進学も就職もしていない者の率
日本語指導が必要な中学生等	4,464	225	5.0%
全中学生等	1,008,419 (※2)	7,981 (※2)	0.8%

(※2)「令和5年度学校基本調査」を基に算出

令和4年度中の日本語指導が必要な高校生等の中退・進路状況

※高等学校・中等教育学校後期課程・特別支援学校(高等部)が対象。

1. 中途退学率

	在籍している生徒数	中途退学した生徒数	中退率
日本語指導が必要な高校生等 (特別支援学校の高等部は除く)	4,335	370	8.5%
全高校生等 (特別支援学校の高等部は除く)	1,999,163 (※1)	22,631 (※2)	1.1%

(※1)「令和4年度学校基本調査」を基に算出

(※2)「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」を基に算出

2. 進路状況

1 進学率

	高等学校等を卒業した生徒数	高等学校等を卒業した後大学や専修学校などの教育機関等(※3)に進学等した生徒数	進学率
日本語指導が必要な高校生等	1,010	471	46.6%
全高校生等	668,892 (※4)	501,533 (※4)	75.0%

(※3)短期大学、専門学校、各種学校を含む (※4)「令和5年度学校基本調査」を基に算出

2 就職者における非正規就職率

	高等学校等を卒業した後就職した生徒数	高等学校等を卒業した後非正規又は一時的に就職した生徒数	就職者における非正規就職率
日本語指導が必要な高校生等 (全日制・定時制・通信制高校及び中等教育学校後期課程のみ)	352	136	38.6%
全高校生等 (全日制・定時制高校及び中等教育学校後期課程のみ)	115,091 (※4)	3,566 (※4)	3.1%

(※4)「令和5年度学校基本調査」を基に算出

3 進学も就職もしていない者の率

	高等学校等を卒業した生徒数	高等学校等を卒業した後進学・就職(・帰国)していない生徒数(不詳、死亡は除く)	進学も就職もしていない者の率
日本語指導が必要な高校生等	1,010	119	38.6%
全高校生等	668,892 (※4)	43,803 (※4)	3.1%

(出典)文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(令和5年度)」

(※4)「令和5年度学校基本調査」を基に算出

1 帰国・外国人生徒に対する入学者選抜の状況について

	学力検査の検査教科を軽減している	学力検査を実施しない	その他(★)
帰国生徒	15 (14)	4 (2)	35 (35)
外国人生徒	15 (14)	4 (2)	36 (35)

※入学者選抜の実施に際して、帰国・外国人生徒に対する配慮を実施している都道府県の数に記載。

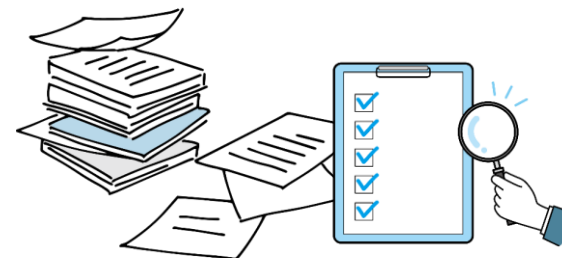
★「その他」に該当する内容

- ・ 出題文の漢字にルビを振る
- ・ 辞書の持ち込みを許可する
- ・ 学力検査時間の延長
- ・ 学力検査を面接に代える
- ・ 別室での受検 等

2 各学校における特別定員枠の設定状況

	学力検査の検査教科を軽減している
帰国生徒	22 (19)
外国人生徒	20 (17)

※帰国・外国人生徒について、特別定員枠を設定している学校数を回答した都道府県の数に記載。



3 編入学試験の実施方法について

	学科試験を実施している	学科試験を実施しているが、試験教科を軽減している	学科試験を実施していない(面接・作文等のみ)	その他
帰国生徒	17 (18)	3 (3)	5 (1)	32 (31)
外国人生徒	18 (18)	3 (3)	4 (3)	32 (31)

※編入学試験の実施方法について、それぞれに該当する都道府県の数に記載。

※同一の県において、「学科試験を実施している」高校と「試験教科を軽減している」高校の両方が存在する、などのケースがあるため、合計が47都道府県にはならない。

※全ての表において、()内は前年度の調査結果。

外国人児童生徒等教育に関する最近の動向について

検討の背景

- 日本語指導を必要とする児童生徒は平成30年度に5万人を超え、母語の多様化も進行。新たな在留資格の創設により、今後更なる在留外国人の増加が見込まれる。
- 国が初めて実施した調査により、約2万人の外国人の子供が就学していない可能性があるか、就学状況が確認できていない状況にあることが明らかに。
- 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（平成30年12月）、中央教育審議会に対する諮問（平成31年4月）等も踏まえ、更なる充実の方向性を検討。

基本的な考え方

- 外国人の子供たちが将来にわたって我が国に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に制度設計を行うことが必要。「誰一人取り残さない」という発想に立ち、社会全体としてその環境を提供できるようにする。（すべての外国人の子供が就学することを目標に）
- 就学前段階や高等学校段階、学校卒業後も見据えた体系的な指導・支援、また、日本語教育のみならず、キャリア教育や相談支援などを包括的に提供する必要。
- 学齢期から様々なルーツを有する子供達がともに学習することで、国際的な視点を持って社会で活躍する人材となり得ることを重視し、指導に取り組む。

分野ごとの主な施策

	速やかに実施すべき施策 (可能なものから速やかに具体化を図り、施策として実行)	実現に向けて取り組む課題 (順次、施策化に必要な制度的対応や予算を検討)
1. 指導体制の確保・充実	- 国の補助事業（拠点校方式等の指導体制構築、初期集中支援の実施、支援員配置、ICT活用等）の一層の活用促進 - 散在地域の指導体制構築に関し、実践研究を実施し、その成果を全国に普及	「日本語教師」を、学校での日本語指導に積極的に活用（特別免許状、特別非常勤講師制度の活用も検討） 「GIGAスクール構想」の検討と共に、ICT教材の活用、遠隔授業の実施等を推進
2. 日本語指導担当教師等の指導力の向上、支援環境の改善	- 教員研修のための「モデルプログラム」を全国展開 - 教師が外国人児童生徒等について効率的に必要な知識や技能を得られる研修用動画を作成 「かすたねっと」（教材等の情報検索サイト）の機能強化等	- 大学等における履修証明等により、日本語指導担当教師が専門的な知識を得られる仕組みを検討 - 教員養成における外国人児童生徒等に関する内容の位置付けについて検討 - JSLカリキュラムの改訂や高等学校版JSLの策定を順次検討
3. 就学状況の把握、就学の促進	- 外国人の子供の就学促進に関する先進事例を自治体に提供 - 教育委員会と住民基本台帳部局等の連携促進 - 地方公共団体における就学促進の取組について継続的に調査 - 日本語教育推進法の基本方針に就学促進を位置付け	- 地方公共団体が講ずべき事項に関する指針を作成 - 住民基本台帳等に基づき学齢簿に準じるものを作成する等、更なる制度的な対応の在り方を検討（外国人の子供の保護者に就学義務を課すことについては、引き続き慎重に検討）
4. 中学生・高校生の進学・キャリア支援の充実	- 公立高等学校入学者選抜における先進事例を地方公共団体に提供し、各地域の実情に応じた取組を促進 - 国の補助事業（日本語指導体制構築、進路指導・キャリア教育の充実等）の継続実施と一層の活用促進	- 高等学校における「特別的教育課程」の適用を含め、日本語の指導方法や制度的な在り方について検討 - 外国人学校等を卒業した外国人生徒について、高等学校入学者選抜の受検資格に関し、より適切な配慮が行われるための方策を検討
5. 異文化理解、母語・母文化支援、幼児に対する支援	- 異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の在り方について、大学や教育委員会、学校等の協力を得て研究を実施 - 外国人幼児のための就園ガイド等を作成	- 教育委員会、外国人学校、国際交流協会等との連携により、母語・母文化を尊重した取組の推進 - プレスクール等の取組の更なる推進方策を検討

高等学校等における日本語指導の制度化及び充実方策について（報告）概要

令和3年9月

現状と検討の背景

- ・高等学校に在籍する日本語指導が必要な生徒は増加しており、平成30年度で4千人を超える状況（10年前の2.7倍）
- ・義務教育段階においては、「特別の教育課程」を編成して日本語の特別の指導を実施しているが、高等学校段階では同様の制度が導入されていない
- ・令和3年1月の中教審答申において、高等学校における「特別の教育課程」の適用を含め、日本語指導の制度的な在り方等の検討を進めることが提言

制度化の必要性等

- ・日本語指導が必要な生徒の在籍が多い高等学校では、日本語に関する学校設定教科・科目を設置して指導が行われている
 - ・しかし、日本語指導が必要な生徒の日本語の能力は様々であり、個々の生徒の状況に応じたきめ細かな日本語の指導が必要
- ⇒ 高等学校においても「特別の教育課程」編成・実施の制度を導入し、**生徒の日本語の能力等に応じた個別の指導を行うことを可能とする必要がある**

制度化の在り方

- ・義務教育段階における「特別の教育課程」編成・実施と同様の制度とすることを基本とするが、高等学校における教育の特徴（多様な課程・学科の設置、必履修教科・科目等の設定、単位による履修・修得と卒業の認定等）を尊重した内容とすべき

教育課程上の位置付け	「特別の教育課程」による日本語の指導を高等学校の教育課程に加える、又はその一部に替えることができることとする ※学校設定教科・科目の設置との併用は可能	指導計画の作成	日本語の能力等に応じた指導の目標・指導内容等を明記した「個別の指導計画」を作成 ※中学校で「特別の教育課程」による指導を受けていた生徒が、高等学校でも特別の指導を受ける場合は、指導計画が中学校から引き継がれる仕組みが必要
日本語指導の対象とする生徒	日本語の能力に応じた特別の指導を行う必要がある生徒 ※日本語指導の知見のある者が参加し、多面的な観点から判断	単位認定、学習評価	日本語の能力等を多面的な観点について把握して学習の評価を実施し、その結果に基づいて単位を修得したことを認定
指導の内容	学校生活や各教科等の学習に、日本語で取り組むことができることを目的とする指導	全日制・定時制・通信制の課程ごとの制度設計の違い	全ての課程において、「特別の教育課程」を編成し日本語指導を行うことを可能とする
指導の実施形態	・在籍学校における指導　・他校における指導	指導に当たる教員等	高等学校教諭免許状を有する教師が担当し、日本語指導の専門知識を有する外部人材も積極的に活用すべき
指導時間・単位数	小・中学校等における日本語の指導の授業時数の標準(10単位時間～280単位時間)を目安として検討		
充実方策			

- ・高等学校は、教育委員会・NPO等と連携し、組織的な指導体制づくりに取り組むことが重要。日本語指導に加えて、キャリア教育や多文化共生等の取組も推進すべき
- ・教育委員会は、関係機関と連携した専門人材派遣や中学校と高等学校の連携体制構築、教師の専門性の向上に取り組むことが必要
- ・国は、指導体制構築の手引と日本語指導等のカリキュラムづくりのガイドラインを作成し、教育委員会・学校に提供するとともに、補助事業やアドバイザー派遣事業を活用し、高等学校等の指導体制構築を支援する

我が国の教育をめぐる現状・課題・展望

教育の普遍的な使命：学制150年、教育基本法の理念・目的・目標（不易）の実現のための、社会や時代の変化への対応（流行）

▶ 教育振興基本計画は予測困難な時代における教育の方向性を示す羅針盤となるものであり、教育は社会を牽引する駆動力の中核を担う

【社会の現状や変化】

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大
- ・ロシアのウクライナ侵略による国際情勢の不安定化
- ・VUCAの時代（変動性、不確実性、複雑性、曖昧性）
- ・少子化・人口減少や高齢化
- ・グローバル化・地球規模課題
- ・DXの進展、AI・ロボット・グリーン（脱炭素）
- ・共生社会・社会的包摂
- ・精神的豊かさの重視（ウェルビーイング）
- ・18歳成年・こども基本法 等

第3期計画期間中の成果

- ・（初等中等教育）国際的に高い学力水準の維持、GIGAスクール構想、教職員定数改善
- ・（高等教育）教学マネジメントや質保証システムの確立、連携・統合のための体制整備
- ・（学校段階横断）教育費負担軽減による進学率向上、教育研究環境整備や耐震化 等

第3期計画期間中の課題

- ・コロナ禍でのグローバルな交流や体験活動の停滞
- ・不登校・いじめ重大事態等の増加
- ・学校の長時間勤務や教師不足
- ・地域教育力の低下、家庭を取り巻く環境の変化
- ・高度専門人材の不足や労働生産性の低迷
- ・博士課程進学率の低さ 等

計画のコンセプト

2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成

- ・将来の予測が困難な時代において、未来に向けて自らが社会の創り手となり、課題解決などを通じて、持続可能な社会を維持・発展させていく
- ・社会課題の解決を、経済成長と結び付けてイノベーションにつなげる取組や、一人一人の生産性向上等による、活力ある社会の実現に向けて「人への投資」が必要
- ・Society5.0で活躍する、主体性、リーダーシップ、創造力、課題発見・解決力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成

日本社会に根差したウェルビーイング（※）の向上

- ・多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるための教育の在り方
- ・幸福感、学校や地域でのつながり、利他性、協働性、自己肯定感、自己実現等が含まれ、協調的幸福と獲得的幸福のバランスを重視
- ・日本発の調和と協調（Balance and Harmony）に基づくウェルビーイングを発信

※身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

今後の教育政策に関する基本的な方針

①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成

- ・主体的に社会の形成に参画、持続的社会的発展に寄与
- ・「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善、大学教育の質保証
- ・探究・STEAM教育、文理横断・文理融合教育等を推進
- ・グローバル化の中で留学等国際交流や大学等国際化、外国語教育の充実、SDGsの実現に貢献するESD等を推進
- ・リカレント教育を通じた高度人材育成

②誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進

- ・子供が抱える困難が多様化・複雑化する中で、個別最適・協働的学びの一体的充実やインクルーシブ教育システムの推進による多様な教育ニーズへの対応
- ・支援を必要とする子供の長所・強みに着目する視点の重視、地域社会の国際化への対応、多様性、公平・公正、包摂性（DE&I）ある共生社会の実現に向けた教育を推進
- ・ICT等の活用による学び・交流機会、アクセシビリティの向上

人生100年時代に複線化する生涯にわたって学び続ける学習者

③地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進

- ・持続的な地域コミュニティの基盤形成に向けて、公民館等の社会教育施設の機能強化や社会教育人材の養成と活躍機会の拡充
- ・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進、家庭教育支援の充実による学校・家庭・地域の連携強化
- ・生涯学習を通じた自己実現、地域や社会への貢献等により、当事者として地域社会の担い手となる

④教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

DXに至る3段階（電子化→最適化→新たな価値(DX)）において、第3段階を見据えた、第1段階から第2段階への移行の着実な推進

GIGAスクール構想、情報活用能力の育成、校務DXを通じた働き方改革、教師のICT活用指導力の向上等、DX人材の育成等を推進

教育データの標準化、基盤的ツールの開発・活用、教育データの分析・利活用の推進

デジタルの活用と併せてリアル（対面）活動も不可欠、学習場面等に応じた最適な組合せ

⑤計画の実効性確保のための基盤整備・対話

学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進、ICT環境の整備、経済状況等によらない学び確保

NPO・企業等多様な担い手との連携・協働、安全・安心で質の高い教育研究環境等の整備、児童生徒等の安全確保

各関係団体・関係者（子供を含む）との対話を通じた計画の策定等

今後の教育政策の遂行に当たっての評価・投資等の在り方

教育政策の持続的改善のための評価・指標の在り方

- ・客観的な根拠を重視した教育政策のPDCAサイクルの推進
- ・データ等を分析し、企画立案等を行うことのできる行政職員の育成
- ・調査結果（定量・定性調査）に基づく多様な関係者の対話を通じた政策・実践の改善
- ・教育データ（ビッグデータ）の分析に基づいた政策の評価・改善の促進

教育投資の在り方

「人への投資」は成長の源泉であり、成長と分配の好循環を生み出すため、教育への効果的投資を図る必要。**未来への投資としての教育投資**を社会全体で確保。**公教育の再生**は少子化対策と経済成長実現にとっても重要であり、取組を推進する。

①教育費負担軽減の着実な実施及び更なる推進

- ・幼児教育・保育の無償化、高等学校等就学支援金による授業料支援、高等教育の修学支援新制度等による教育費負担軽減を着実に実施
- ・高等教育の給付型奨学金等の多子世帯や理工農系の学生等の中間層への拡大 等

②各教育段階における教育の質の向上に向けた環境整備

- ・GIGAスクール構想の推進、学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実、教師の育成支援の一体的推進
- ・国立大学法人運営費交付金・私学助成の適切な措置、成長分野への転換支援の基金創設
- ・リカレント教育の環境整備、学校施設・大学キャンパスの教育研究環境向上と老朽化対策 等

OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし、必要な予算について財源を措置し、真に必要な教育投資を確保

今後5年間の教育政策の目標と基本施策

教育政策の目標	基本施策（例）	指標（例）
1. 確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成	○個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実 ○新しい時代に求められる資質・能力を育む学習指導要領の実施 ○幼児教育の質の向上 ○高等学校教育改革 ○大学入学者選抜改革 ○学修者本位の教育の推進 ○文理横断・文理融合教育の推進 ○キャリア教育・職業教育の推進 ○学校段階間・学校と社会の接続の推進	・OECDのPISAにおける世界トップレベル水準の維持・到達 ・授業の内容がよく分かる、勉強は好きと思う児童生徒の割合 ・将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合 ・高校生・大学生の授業外学修時間 ・PBL（課題解決型学習）を行う大学等の割合 ・職業実践力育成プログラム（BP）の認定課程数
2. 豊かな心の育成	○道徳教育の推進 ○発達支持的生徒指導の推進 ○いじめ等への対応、人権教育 ○児童生徒の自殺対策の推進 ○体験・交流活動の充実 ○読書活動の充実 ○伝統や文化等に関する教育の推進 ○文化芸術による子供の豊かな心の推進	・自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合 ・人が困っている時は進んで助けていると考える児童生徒の割合 ・自然体験活動に関する行事に参加した青少年の割合
3. 健やかな体の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成	○学校保健、学校給食・食育の充実 ○生活習慣の確立、学校体育の充実・高度化 ○運動部活動改革の推進と身近な地域における子供のスポーツ環境の整備充実 ○アスリートの発掘・育成支援	・朝食を欠食する児童生徒の割合 ・1週間の総運動時間が60分未満の児童生徒の割合 ・卒業後にもスポーツをしたいと思う児童生徒の割合
4. グローバル社会における人材育成	○日本人学生・生徒の海外留学の推進 ○外国人留学生の受入れの推進 ○高等学校・高等専門学校・大学等の国際化 ○外国語教育の充実	・日本人学生派遣50万人、外国人留学生受入れ40万人（2033まで） ・英語力について、中・高卒業段階で一定水準を達成した割合
5. イノベーションを担う人材育成	○探究・STEAM教育の充実 ○大学院教育改革 ○高等専門学校の高度化 ○理工系分野をはじめとした人材育成及び女性の活躍推進 ○起業家教育（アントレプレナーシップ教育）の推進 ○大学の共創拠点化	・修士入学者数に対する博士入学者数の割合 ・自然科学（理系）分野を専攻する学生の割合 ・大学等における起業家教育の受講者数
6. 主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成	○子供の意見表明 ○主権者教育の推進 ○消費者教育の推進 ○持続可能な開発のための教育（ESD）の推進 ○男女共同参画の推進 ○環境教育の推進 ○災害復興教育の推進	・地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合 ・学級生活をよりよくするために学級会で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていると答える児童生徒の割合

教育政策の目標	基本施策（例）	指標（例）
7. 多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂	○特別支援教育の推進 ○不登校児童生徒への支援の推進 ○ヤングケアラーの支援 ○子供の貧困対策 ○海外で学ぶ日本人・日本で学ぶ外国人等への教育の推進 ○特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援 ○大学等における学生支援 ○夜間中学の設置・充実 ○高校定時制・通信制課程の質の確保・向上 ○高等専修学校の教育の推進 ○日本語教育の充実 ○障害者の生涯学習の推進	・個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成状況 ・学校内外で相談・指導等を受けていない不登校児童生徒数の割合 ・不登校特例校の設置数 ・夜間中学の設置数 ・日本語指導が必要な児童生徒で指導を受けている者の割合 ・在留外国人数に占める日本語教育機関等の日本語学習者割合
8. 生涯学び、活躍できる環境整備	○大学等と産業界の連携等によるリカレント教育の充実 ○働きながら学べる環境整備 ○リカレント教育のための経済支援・情報提供 ○現代的・社会的課題に対応した学習 ○女性活躍に向けたリカレント教育の推進 ○高齢者の生涯学習の推進 ○リカレント教育の成果の適切な評価・活用 ○生涯を通じた文化芸術活動の推進	・この1年くらいの間に生涯学習をしたことがある者の割合 ・この1年くらいの間の学修を通じて得た成果を仕事や就職の上で生かしている等と回答した者の割合 ・国民の鑑賞、鑑賞以外の文化芸術活動への参加割合
9. 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上	○コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進 ○家庭教育支援の充実 ○部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備	・コミュニティ・スクールを導入している公立学校数 ・学校に対する保護者や地域の理解が深まったと認識する学校割合 ・コミュニティ・スクールや地域学校協働活動の住民等参画状況
10. 地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進	○社会教育施設の機能強化 ○社会教育人材の養成・活躍機会拡充 ○地域課題の解決に向けた関係施設・施策との連携	・知識・経験等を地域や社会での活動に生かしている者の割合 ・社会教育士の称号付与数 ・公民館等における社会教育主事有資格者数
11. 教育DXの推進・デジタル人材の育成	○1人1台端末の活用 ○児童生徒の情報活用能力の育成 ○教師の指導力向上 ○校務DXの推進 ○教育データの標準化 ○教育データ分析・利活用 ○デジタル人材育成の推進（高等教育） ○社会教育分野のデジタル活用推進	・児童生徒の情報活用能力（情報活用能力調査能力値） ・教師のICT活用指導力 ・ICT機器を活用した授業頻度 ・数理・データサイエンス・AI教育プログラム受講対象学生数
12. 指導体制・ICT環境の整備、教育研究基盤の強化	○学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進 ○教師の養成・採用・研修の一体的改革 ○ICT環境の充実 ○地方教育行政の充実 ○教育研究の質向上に向けた基盤の確立（高等教育段階）	・教師の在校等時間の短縮 ・特別免許状の授与件数 ・教員採用選考試験における優れた人材確保のための取組状況 ・児童生徒1人1台端末の整備状況 ・ICT支援員の配置人数 ・大学における外部資金獲得状況 ・大学間連携に取り組む大学数
13. 経済的状況、地理的条件によらない質の高い学びの確保	○教育費負担の軽減に向けた経済的支援 ○へき地や過疎地域等における学びの支援 ○災害時における学びの支援	・住民税非課税世帯等の子供の大学等進学率 ・経済的理由による高等学校・大学等の中退者数・割合 ・高等学校の学びの質向上のための遠隔教育における実施科目数
14. NPO・企業・地域団体等との連携・協働	○NPOとの連携 ○企業との連携 ○スポーツ・文化芸術団体との連携 ○医療・保健機関との連携 ○福祉機関との連携 ○警察・司法との連携 ○関係省庁との連携	・職場見学・職業体験・就業体験活動の実施の割合 ・都道府県等の教育行政に係る法務相談体制の整備状況
15. 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保	○学校施設の整備 ○学校における教材等の充実 ○私立学校の教育研究基盤の整備 ○文教施設の官民連携 ○学校安全の推進	・公立小中学校や国立大学等の施設の老朽化対策実施率 ・私立学校施設の耐震化率 ・学校管理下における障害や重度の負傷を伴う事故等の件数
16. 各ステークホルダーとの対話を通じた計画策定・フォローアップ	○各ステークホルダー（子供含む）からの意見聴取・対話	・国・地方公共団体の教育振興基本計画策定における各ステークホルダー（子供含む）の意見の聴取・反映の状況の改善

第Ⅰ部 総論

令和3年1月26日
中央教育審議会

1. 急激に変化する時代の中で育むべき資質・能

- 社会の在り方が劇的に変わる「Society5.0時代」の到来
- 新型コロナウイルスの感染拡大など先行き不透明な「予測困難な時代」

新学習指導要領の着実な実施

ICTの活用

一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが必要

2. 日本型学校教育の成り立ちと成果、直面する課題と新たな動きについて

成 果

- 学校が学習指導のみならず、生徒指導の面でも主要な役割を担い、児童生徒の状況を総合的に把握して教師が指導を行うことで、子供たちの知・徳・体を一体で育む「日本型学校教育」は、諸外国から高い評価
 - 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、全国的に学校の臨時休業措置が取られたことにより再認識された学校の役割
- ①学習機会と学力の保障 ②全人的な発達・成長の保障 ③身体的、精神的な健康の保障（安全・安心につながる可以保证の居場所・セーフティネット）

課 題

子供たちの意欲・関心・学習習慣等や、高い意欲や能力をもった教師やそれを支える職員の力により成果を挙げる一方、変化する社会の中で以下の課題に直面

- 本来であれば家庭や地域でなすべきことまでが学校に委ねられることになり、結果として学校及び教師が担うべき業務の範囲が拡大され、その負担が増大
- 子供たちの多様化（特別支援教育を受ける児童生徒や外国人児童生徒等の増加、貧困、いじめの重大事態や不登校児童生徒数の増加等）
- 生徒の学習意欲の低下
- 教師の長時間勤務による疲弊や教員採用倍率の低下、教師不足の深刻化
- 学習場面におけるデジタルデバイスの使用が低調であるなど、加速度的に進展する情報化への対応の遅れ
- 少子高齢化、人口減少による学校教育の維持とその質の保証に向けた取組の必要性
- 新型コロナウイルス感染症の感染防止策と学校教育活動の両立、今後起こり得る新たな感染症への備えとしての教室環境や指導体制等の整備

教育振興基本計画の理念
（自立・協働・創造）の継承

学校における
働き方改革の推進

GIGAスクール構想の
実現

新学習指導要領の
着実な実施

必要な改革を躊躇なく進めることで、従来の日本型学校教育を発展させ、「令和の日本型学校教育」を実現

5. 増加する外国人児童生徒等への教育の在り方について

(1) 基本的な考え方

- 外国人の子供たちが共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、関連施策の制度設計を行うことが必要
- キャリア教育や相談支援の包括的提供、母語・母文化の学びに対する支援が必要
- 日本人の子供を含め、異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の更なる取組

(2) 指導体制の確保・充実

- ① **日本語指導のための教師等の確保**
 - ・ 日本語と教科を統合した学習を行うなど、組織的かつ体系的な指導が必要
 - ・ 日本語指導が必要な児童生徒への指導体制の充実
 - ・ 日本語指導・母語による支援等の専門スタッフの配置促進と支援体制の構築
- ② **学校における日本語指導の体制構築**
 - ・ 日本語指導の拠点となる学校の整備と、拠点校を中心とした指導体制の構築
 - ・ 集住・散在等、地域の実情を踏まえた体制構築の在り方の検討
 - ・ 拠点校方式等の指導体制構築や初期集中支援等の実践事例の周知
- ③ **地域との関係機関との連携**
 - ・ 教育委員会、首長部局、地域のボランティア団体、日本語教室等の関係機関との連携促進
 - ・ 特に、教員養成大学や外国人を雇用する企業等との連携

(3) 教師等の指導力の向上、支援環境の改善

- ① **教師等に対する研修機会の充実**
 - ・ 「外国人児童生徒等教育を担う教師等の養成・研修モデルプログラム」の普及
 - ・ 日本語指導担当教師等が専門知識の習得を証明できる仕組みの構築
- ② **教員養成段階における学びの場の提供**
 - ・ 教員養成課程における外国人児童生徒等に関する内容の位置付けの検討
- ③ **日本語能力の評価、指導方法・指導教材の活用・開発**
 - ・ 「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLA」や外国人児童生徒等教育アドバイザーを活用した、日本語能力評価手法の普及促進
 - ・ 情報検索サイト「かすたねっと」に登録する教材等の充実や検索機能の充実、多言語により学校生活を紹介する動画コンテンツの作成・配信
- ④ **外国人児童生徒等に対する特別な配慮等**
 - ・ 障害のある外国人児童生徒等に対して、障害の状態等に応じたきめ細かい指導・支援体制の構築
 - ・ 障害のある外国人児童生徒等の在籍状況や指導・支援の状況把握

(4) 就学状況の把握、就学促進

- 学齢期の子供を持つ外国人に対する、就学促進の取組実施
- 学齢簿の編製にあたり全ての外国人の子供の就学状況についても一体的に管理・把握するなど地方公共団体の取組促進、制度的な対応の在り方の検討
- 義務教育未修了の外国人について、公立中学校での弾力的な受入れや夜間中学の入学案内の実施促進

(5) 中学生・高校生の進学・キャリア支援の充実

- 外国人児童生徒等の進学・就職等の進路選択の支援
- 公立高等学校入学者選抜における外国人生徒等を対象とした特別の配慮（ルビ振り、辞書の持ち込み、特別定員枠の設置等）について、現状把握、情報共有による地方公共団体の取組促進
- 中学校・高等学校段階における進路指導・キャリア教育の取組促進
- 取出し方式による日本語指導の方法や制度的な在り方、高等学校版JSLカリキュラムの策定の検討
- 小・中・高等学校が連携し、外国人児童生徒等のための「個別の指導計画」を踏まえた必要な情報整理・情報共有の促進

(6) 異文化理解、母語・母文化支援、幼児に対する支援

- 学校における異文化理解や多文化共生の考えが根付くような取組促進
- 異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の更なる普及・充実、教員養成課程における履修内容の充実
- 家庭を中心とした母語・母文化定着の取組の促進、学校内外や就学前段階における教育委員会・学校とNPO・国際交流協会等の連携による母語・母文化に触れる機会の獲得
- 幼児期の特性を踏まえた指導上の留意事項等の整理、研修機会の確保

- 日本人と外国人が互いに尊重し、安全・安心に暮らせる共生社会の実現を目指し、外国人がキャリアアップしつつ国内で就労して活躍できるようにすることなどにより、日本が魅力ある働き先として選ばれる国になるような環境を整備していく。
- それに当たっては、受け入れる側の日本人が、共生社会の実現について理解し協力するよう努めていくだけでなく、受け入れられる側の外国人もまた、共生の理念を理解し、日本の風土・文化や日本語を理解するよう努めていくことが重要。

円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組

外国人が生活のために必要な日本語等を習得できる環境の整備

- 都道府県等が行う日本語教育を強化するための総合的な体制づくりの推進、市区町村が都道府県と連携して行う日本語教育の支援、「日本語教育の参照枠」を活用した地域日本語教育の水準向上（施策11）
- 「日本語教育の参照枠」に示された日本語教育の内容等に対応した分野別の教育モデルの開発・普及（施策33）
- 日本語教室空白地域解消推進事業による日本語教室の開設・安定化に向けた支援及び生活場面に応じた日本語を学習できるICT教材の開発・提供等（施策44）
- 日本語教育及び社会にスムーズに定着するための生活オリエンテーションの受講支援（施策77）

日本語教育の質の向上等

- 日本語教育機関認定の開始及び登録日本語教員の資格制度の円滑な運用（施策5（再掲））

育成就労外国人の日本語能力の向上

- 日本語教育の質の向上が図られるよう、育成就労計画に盛り込むべき日本語能力の育成目標等の基準の検討等（施策131（再掲））

外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化

外国人の目線に立った情報発信の強化

- 「関係者ヒアリング」や「御意見箱」等を通じた共生施策の企画・立案・実施に資する意見の聴取（施策20）
- 「生活・就労ガイドブック」及び「外国人生活支援ポータルサイト」の掲載方針の検討（施策23）
- 防災・気象情報の多言語での発信等に係る環境整備等（施策32）

外国人が抱える問題に寄り添った相談体制の強化

- 外国人受入れ環境整備交付金の見直し等の地方公共団体における一元的相談窓口の設置を促進する方策の検討及び育成就労外国人に対する支援等を適切に行うための外国人育成就労機構の体制整備（施策35）
- F R E S C /フレスクにおける効果的・効率的な外国人の受入れ環境整備のための支援、外国人支援を行う地域の関係機関による合同相談会の実施等（施策36）
- 多言語翻訳技術に係る実用レベルの「同時通訳」の実現及び重点対応言語の21言語への拡大に向けた取組（施策37）

情報発信及び相談対応におけるやさしい日本語化の更なる促進

ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援

「乳幼児期」、「学齢期」を中心とした外国人に対する支援等

- 子育て中の親子同士の交流、子育て中の不安・悩みを相談できる場の提供等を行う地域子育て支援拠点事業の実施（施策52）

- 外国人材にとって魅力的な子供の教育環境のモデルの開発及び全国の自治体や学校等への横展開の実施（施策58）

「育壮年期」初期を中心とした外国人に対する支援等

- 日本語指導の「特別的教育課程」を編成・実施している事例の編集及び周知・普及（施策61）

「育壮年期」を中心とした外国人に対する支援等

①留学生の就職等の支援

- 専修学校における留学生の戦略的受入れの促進や定着を見据えた就職先企業との連携に関するモデル構築（施策77）

- 高度外国人材活躍地域コンソーシアムの形成による外国人留学生の就職・活躍の推進（施策89）

②就労場面における支援

- 日本人社員と外国籍社員の職場における双方向の学びの動画教材や手引きの周知及び活用促進（施策90）
- ハローワークの外国人雇用サービスコーナーにおける専門相談員・通訳の配置による職業相談の実施（施策92）

- 定住外国人を対象とした日本語能力に配慮した職業訓練の実施等（施策95）

③適正な労働環境等の確保

- 外国人雇用管理指針上選任が求められている雇用労務責任者に係る講習の試行的実施（施策98）

- 妊娠・出産等した技能実習生が利用できる制度等の周知・啓発活動（施策108）

「高齢期」を中心とした外国人に対する支援等

- 外国人に対する年金制度に関する周知・広報の継続と充実の検討（施策109）

ライフステージに共通する取組

- 「在留外国人に対する基礎調査」等による実態把握等（施策21（再掲））
- 外国人が犯罪被害者になることや外国人コミュニティ等に対する犯罪組織の浸透の防止に向けた取組（施策116）
- 金融機関における外国人の口座開設等（送金・口座振替・デビットカードの利用を含む）の金融サービスの利便性向上に係る取組等（施策119）

外国人材の円滑かつ適正な受入れ

特定技能外国人のマッチング支援策等

- 分野別協議会等を通じた情報提供及び外国人材の就労環境整備（施策127）

育成就労制度及び特定技能制度の円滑な運用に向けた取組等

- 育成就労制度の創設等に伴う日本語能力をも向上させる仕組みを含む外国人材の受入れ環境の整備（施策131）
- QDAを活用した送出機関及び現地の教育機関等への支援等による来日前の人材育成（施策140）

悪質な仲介事業者等の排除

- QDAを活用した途上国の関係機関との連携強化、外国人労働者への支援等（施策152）

海外における日本語教育基盤の充実等

- 国際交流基金を通じた日本語教育基盤の強化や我が国の文化及び社会の魅力発信等の取組の推進（施策13（再掲））
- JICAが実施する講師派遣等の支援による「日系四世受入れ制度」の活用促進（施策153）

共生社会の基盤整備に向けた取組

共生社会の実現に向けた意識醸成

- 外国人との共生に係る啓発月間の推進、各種啓発イベント等の実施（施策154）
- 散在地域における児童生徒の実態把握のネットワーク構築に向けた調査研究の実施（施策56（再掲））

外国人の生活状況に係る実態把握のための政府統計の充実等

- 在留外国人統計等を活用した外国人の生活状況の実態把握のための新たな統計の作成・公表（施策160）
- 外国人労働者の労働条件等の雇用管理、労働移動等の実態把握のための統計調査の実施（施策161）

共生社会の基盤整備のための情報収集強化及び関係機関間の連携強化等

- 専門性の高い受入環境調整担当官の育成による外国人の支援や受入れ環境整備の促進（施策163）
- 民間支援団体等が行う外国人に対するアウトリーチ支援事業の実施による情報発信等の充実、強化（施策164）
- 相談窓口における関係機関間の連携強化及び外国人在留総合インフォメーションセンターの相談機能を強化した運用（施策165）
- 在留資格手続上の利便性向上と正確な情報に基づく円滑な審査の実施による適正な在留管理を目的とした関係機関間の情報連携に向けた取組（施策166）
- オンライン申請の利便性向上に向けたシステムの改修や検討及びマイナポータルの自己情報取得APIによる取得対象の拡大の検討（施策167）
- マイナナンバーカードの取得環境整備及びマイナナンバーカードと在留カードの一体化の実現に向けた検討（施策168）
- 生活上の困りごとを抱える外国人を支援する専門人材の育成等に係る検討（施策6（再掲））
- 外国人に関する共生施策の企画・立案に資する情報の搭載の在り方の検討及び搭載する情報の収集（施策169）
- 国民健康保険が適用されない在留資格に変更された被保険者に対する適正な資格管理（施策174）
- 職員に対する研修の充実や、電子渡航認証制度（JESTA（仮称））の導入等、必要な出入国管理システムの改修を含む人的・物的体制の整備（施策181）

外国人も共生社会を支える担い手となるような仕組みづくり

- 介護福祉士資格の取得を目指す外国人留学生への奨学金の給付等の支援の実施（施策182）
- 先導的な地方公共団体の取組に対するデジタル田園都市国家構想交付金による支援の実施（施策184）
- 日系四世受入れ制度の見直しの実施（施策185）
- 地方公共団体等との連携による外国人材の地域への定着に向けた地域おこし協力隊員等の活躍促進（施策188）

共生社会の基盤としての在留管理体制の構築

①在留管理基盤の強化

- 永住者の在留資格の独立生計要件等の明確化及び取消しに係るガイドラインの策定に向けた取組（施策189）
- 迅速かつ確実な難民等の保護及び支援の実施（施策191）
- 外国人のマイナナンバーカードの普及促進のためのマイナナンバーカードの申請支援等（施策192）

②留学生の在籍管理の徹底

- 日本語教育機関に対する実地調査、各種基準等適合性の確認等による日本語教育機関の適正化（施策197）

③技能実習制度の更なる適正化

- 技能実習制度における相談業務と指導業務を一体的に実施するための体制整備及び申請等の手続のオンライン化に向けた検討（施策100（再掲））
- 失跡技能実習生対策としての実地検査の強化、失踪者の多い送出機関からの新規受入れ停止及び失踪防止に係るリーフレットの周知等の関係機関と協力した取組の推進（施策206）

④不法滞在者等への対策強化

- 事案に応じた送還形態の一層の充実等による送還及び自発的な出国の促進（施策215）

外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ（令和6年度一部変更）（概要）

重点事項に係る主な取組

1 円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組

- 都道府県等が行う日本語教育を強化するための総合的な体制づくりを着実に推進するとともに、市区町村が都道府県等と連携して行う日本語教育を含めて支援【文科省】《1》
- 「日本語教育の参照枠」に示された教育内容やレベル尺度等に対応した分野別教育モデルの開発・普及【文科省】《3》
- 生活オリエンテーション（日本で生活するための基本的な情報提供、初歩的な日本語学習）動画の作成・活用等により社会制度等の知識を習得できる環境（来日前を含む。）を整備【法務省】《6》
- 生活場面に応じた日本語を学習できるICT教材の開発・提供等【文科省】《8》
- 来日前に円滑なコミュニケーション力を身に付けるための海外における日本語教育環境の普及【外務省】《9》
- 日本語教育機関認定の開始及び登録日本語教員の資格制度の円滑な運用【文科省】《11》

3 ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援

- 子育て中の親子同士の交流や子育て中の不安・悩みを相談できる場の提供等を行う地域子育て支援拠点事業の実施【こども家庭庁】《33》
- 住民基本台帳システムと学齢簿システムとの連携により、外国人の子どもの就学状況の一体的管理・把握を推進【文科省】《36》
- 外国人材にとって魅力的な子供の教育環境のモデルの開発及び全国の自治体や学校等への横展開の実施【文科省】《46》
- 公立高等学校入学者選抜において外国人生徒を対象とした特別定員枠の設定及び受検に際しての配慮の取組を推進【文科省】《48》
- 高等学校において、日本語の個別指導を教育課程に位置付けて実施する制度の活用【文科省】《50》
- ハローワークの外国人雇用サービスコーナーにおける専門相談員や通訳の配置による適切な職業相談の実施、外国人の雇用管理に関する周知・啓発【厚労省】《58》
- 定住外国人を対象とした、日本語能力に配慮した職業訓練の実施【厚労省】《62》
- 年金制度に関する周知・広報の継続・充実【厚労省】《64》
- 「在留外国人に対する基礎調査」等による実態把握等【法務省】《67》

2 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化

- 「生活・就労ガイドブック」及び「外国人生活支援ポータルサイト」の掲載方針を作成、公表【法務省】《17》
- マイナポータル等を通じた情報の迅速な入手及びオーダーメイド型・プッシュ型の情報発信の検討【法務省】《18》
- 外国人受入環境整備交付金の見直し等による一元的相談窓口の設置促進【法務省】《20》
- 多言語翻訳技術について、実用レベルの「同時通訳」の実現及び重点対応言語の21言語への拡大に向けた取組【総務省】《23》
- 外国人支援を行う地域の関係機関による合同の相談会の実施等【法務省】《27》
- やさしい日本語の普及に向けた研修の実施等【法務省】【文科省】《31》《32》

4 共生社会の基盤整備に向けた取組

- 外国人との共生に係る啓発月間の創設、各種啓発イベント等の実施【法務省】《68》《69》
- 学校における、異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の更なる普及・充実を推進【文科省】《72》
- 在留外国人統計等を活用し、国籍、在留資格、業種別等の外国人の生活状況の実態把握が可能な新たな統計表を作成・公表【法務省】《75》
- 外国人労働者の労働条件等の雇用管理、労働移動等の実態把握のための統計調査の実施【厚労省】《76》
- 民間支援団体が行う外国人に対するアウトリーチ支援の取組の支援事業実施【法務省】《81》
- 在留資格手続上の利便性向上と正確な情報に基づく円滑な審査の実施による適正な在留管理を目的とした関係機関間の情報連携に向けた取組【法務省】《83》
- 在留資格手続のオンライン申請等における完全オンライン化の実現及び利便性向上【法務省】《84》
- マイナンバーカードと在留カードの一体化による利便性向上【法務省】《86》
- 外国人支援人材の育成や、専門性の高い支援人材の認証制度等に係る検討【法務省】《87》
- 育成就労制度の創設等に伴う外国人材の受入れ環境の整備【法務省、厚労省】《92》
- 事案に応じた送還形態の一層の充実等による送還及び自発的な出国の促進【法務省】《103》

※施策番号が赤字のものは、令和6年度一部変更に伴う新規施策